

第7期 雲南市農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 令和3年11月22日(月) 13:30~14:25

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員(18名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員(1名)

12番 林 明夫

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二 局長 田部 公利 主査 白築 香 主幹 土江 慶彦
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第117号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第118号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第119号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第120号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第121号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第122号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第123号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第17回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、15番小田川清委員、16番吾郷正司委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告（常設審議委員会案件）について ・ 合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 ・ 会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第117号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第117号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。12ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。地目は議案書のとおりで面積は511㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は平成元年頃より耕作しておらず灌木類が繁茂し、山林原野化してしまったということです。令和3年10月29日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明として問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員は私ですが、補足説明はございませんので、議第117号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第117号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第117号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第118号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第118号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。14ページをご覧ください。図面については5ページから掲載しています。今回、非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇地区です。</p> <p>番号1番から3番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑1筆の合計3筆で、関係者は1名、面積は合計2,845㎡です。令和3年11月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番から8番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑4筆の合計5筆で、関係者は1名、合計面積は1,909㎡です。令和3年11月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号9番と10番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑2筆で、関係者は2名、合計面積は1,665㎡です。令和3年10月21日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11番から28番、〇〇町〇〇地区については、地目は田6筆、畑12筆の合計18筆で、関係者は10名、合計面積は13,279㎡です。令和3年10月21日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号29番から34番、〇〇町〇〇地区については、地目は田2筆、畑4筆の合計6筆で、関係者は1名、合計面積は4,103㎡です。令和3年10月7日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号35番から45番、〇〇町〇〇地区については、地目は田4筆、畑7筆の合計11筆で、関係者は10名、合計面積は6,157㎡です。令和3年10月7日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>番号46番と47番、〇〇町〇〇地区については、地目は田1筆、畑1筆の合計2筆で、関係者は1名、合計面積は306㎡です。令和3年10月28日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>全ての地区の合計は、地目が田16筆、畑31筆の合計47筆、関係者は26名で合計面積は30,264㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回の土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、それでは、議第118号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第118号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第118号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第119号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第119号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面資料は24ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は73㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は譲渡人の要望により、申請地を譲り受けるということです。譲渡人は、現在所有地等の整理を行っておられるようです。図面資料26ページをご覧くださいとわかりますが、今回の申請地は譲受人の土地に隣接しているため、今までも譲受人が管理をしておられました。よって、このままもらってほしいと譲渡人の方からお願いをされたようです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は5,491㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。譲受人は空き家に移住される方で、農地と空き家をセットで購入される予定です。農業は未経験ですが、農地取得後は地域の方々のサポ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>一トのもと、作業によっては委託し、できることからやっていく考えでおられるようです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号1番については、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>申請番号2番については、農業未経験とのことですが、地元の方々のサポートを得ながらやっていかれるということですので、こちらも周辺の農地の利用に支障が生ずる恐れはなく、取得される農地に関しても効率的に利用できるものと見込まれるため、問題ないと考えます。以上について、ご審議よろしくお祈いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
2 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
2 番	<p>2番です。申請番号2番について聞き取りを行いましたので報告をいたします。まず、申請に至る経過ですが、譲受人は〇〇市の方で事業を営んでいらっしゃいますが、この事業を後継者に引き継ぐことになりました。このことにより、かねてから思い描いていた農業をやってみたいということで、この度の農地と家屋の取得により、こちらへおいでになることになりました。農業は初めてのようですが、色々勉強をされており、奥さんと一緒に有機農業をやってみたいということでした。当面の間は、所有の管理機等を使いながら有機野菜の栽培をされ、将来は稲作にも取り組んでみたいということでした。奥さんと2人でこちらにおいでになられますが、息子さんも農業志望で関係の学校へ通われるそうです。事業継承に3、4年かかるだろうけども、その間、両掛けしながら農業をやりたいということで、これまでの申請農地は農業法人と個人が耕作をしていたので、やっていただけののかなと思いますが、急にすべての耕作ができるわけではないので、地元には営農組合があり、機械の共有化も進んでいるので、バックアップをしたいと思っています。先ほども言いましたが、2、3年ないし4年ぐらひは継承に時間がかかると思いますが、その間は地元とのコミュニケーションをとっていただいで、積極的な農業経営ができるような種をまいていただければと話を伺っています。地元としては期待をしております。皆さんよろしくお祈いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか、無いようですので、それでは、議第119号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第119号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第119号農地法第3条の規定による許可申請につい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ては、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第120号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第120号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について説明します。議案書21ページをご覧ください。資料は32ページからとなります。今回は大きく分けて2点、ご説明いたします。</p>
	<p>まず1点目、農業委員会は、毎年農地取得下限面積別段の面積の設定について審議することとなっています。資料33ページの経営耕地面積総農家数等一覧表をご覧ください。まず、下段の表を見ていただくとわかりますが、市全体の農地面積、農家戸数、平均所有面積はいずれも減少しています。一方で、各町の農家の経営耕地割合は算定の結果、上段の表のとおり、大東町は30a未満が40%、加茂町は20a未満が44%、木次町は20a未満が39%、三刀屋町は20a未満が37%、吉田町は20a未満が40%、掛合町は30a未満が42%となり、農地法施行規則第17条第1項第3号の規定に該当する概ね4割となる面積は、昨年度と同様になっております。よって本年は、農地法施行規則第17条第1項の規定に基づく下限面積別段の面積の改定は無しとしたいと思います。</p>
	<p>続きまして2点目、議案書21ページの別表2、空き家付き農地に係る下限面積別段の面積の設定についてご説明いたします。今回、空き家付き農地について指定追加および指定解除の事案が発生したため、令和3年3月23日の総会でご審議いただき告示した内容を、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき変更したいと考えております。今回、空き家付き農地の登録申請1件が提出されており、太文字下線表示の1筆を指定追加し、また、あわせて空き家付き農地制度により売買が成立した2件2筆について指定解除を行いたいと思います。指定追加に係る農地については資料34ページから36ページに記載しております。これにより、空き家付き農地は変更前の7物件19筆から6物件18筆へ変更となります。なお、告示については変更後の下限面積別段の面積の設定を承認いただいたのち、速やかに行う予定としております。以上についてご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第120号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第120号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第121号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ、議第121号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>った案件について説明をいたします。23ページをご覧ください。図面は、39ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は合計92㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地管理地を造成されます。転用理由は墓地の移転に伴い、申請地を墓地の管理地として利用したいとのことです。顛末書が提出されており農地法の認識不足から墓地造成に併せて周辺の土地も墓地管理地として造成してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合の集落接続に該当すると考えます。本件は1種農地であるため島根県常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた後に会長専決により許可となります。以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
7 番	<p>はい</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>7番です。本日は12番委員が欠席ですので、私が代わって補足説明をいたします。まず、申請した経過ですが、墓地として使用したく令和2年に墓地と管理地で農振除外申請をされて許可を得ておられました。いよいよ今年の8月頃、墓地を造るということで代書人へ依頼され、転用許可申請をされたようです。ところが、申請を受けられた代書人は墓地だけの転用申請をされ、許可を受けて造成工事に入られました。申請人は農振除外と同じ内容の転用許可がされたと考え、墓地造成に合わせ管理地等の整備をされました。錯誤が発覚したのは転用完了届を提出するために代書人が現地を確認した際、墓地のみと思っていたところ管理地が整備されていた時点であり、今回、改めて管理地の転用申請をされる次第です。墓地を造成される際に転用申請内容をよく確認しなかったことが、こういったことを起こした原因であると話されたようです。併せて、顛末書が出されておりますので読み上げます。この度、農地法第4条の許可申請をするにあたり、申請地は農地でありましたが、令和3年8月から転用許可済みの隣接地の墓地建造に伴い、周りの土地である申請地も同時に造成をし、その後、墓地管理地として利用してきました。本来なら、農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分に注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますという顛末書が出されておりますので報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議第121号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第121号農地法第4条の規定による許可申請について本案件は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となるため、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第121号農地法第4条の規定による許可申請について本案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第122号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書24ページ、議第122号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。議案書25ページをご覧ください。資料は43ページから掲載しております。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は809㎡で地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場を整備されます。転用理由は林業を営んでおり伐採した木材や葉材を廃棄するまでの仮置き場と建設機械や重機などを置く場所として利用したいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、申請に係る土地からおおむね300m以内に市役所があることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、それでは、議第122号について説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第122号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第122号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書26ページ、議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書27ページをご覧ください。今回は設定件数11件。内訳は〇〇町3件、〇〇町5件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件で、そのうち〇〇町4件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸となります。借り受け戸数は延べで11戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事する</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>こと、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととしますが、利用権賃借と利用権一括方式の資料に分けておりますので、協議の際にはご注意ください。また、議事参与の制限に該当する掛合町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひたいと思ひます。あの時計で、14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願ひします。</p>
	<p style="text-align: center;">・・・・・・（休憩）・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する、申請番号7番を除く案件について、〇〇町よりお願ひします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町の案件に関して報告します。1番から3番までの3件でございますが、1番、2番は再設定であり問題はないと判断しました。3番は新規ですが、設定を受けられる方は周辺で耕作しておられますので、新規であっても問題はないと判断いたしました。以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。29ページの4番の案件でございます。これについては、新規ですが利用権の設定を受ける方が〇〇町にお住まいで、〇〇町におられるお爺さんのブドウ園を引き継いでやっておられます。この方が、規模拡大ということで、現在は田ですが、これに植栽をしていくということのようで、規模拡大、若い農業者もいないということであり、問題はないのではないかと判断をいたしました。続いて、31ページの一括方式の2筆についてです。これについては、再設定と新規ですが、いずれも法人が引き受けるということで問題はないと判断しました。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
14 番	<p>はい、14番です。〇〇町について報告いたします。29ページの5番の案件でございます。利用権設定の更新ということで問題ないと思ひます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願ひします。</p>
11 番	<p>はい、11番です。6番の案件ですけれども、〇〇さんは有機たい肥等を作っておられる会社でして、再設定でもあり、問題はないと判断いたしました。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号7番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号7番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。</p> <p>〇〇町分の申請番号7番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、8番委員には、ご退席願います。</p> <p>(8番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号7番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
16番	<p>はい、16番です。番号7番の案件でございます。〇〇さんとの間の利用権ですが、再設定でもあり問題はないと考えておりますので審議の程をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号7番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第123号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号7番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>8番委員にはご着席願います。</p> <p>(8番委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:25終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____